

第7期 横浜市子ども・子育て会議

第1回 子育て部会

日時：令和7年7月18日（金）
午後6時 00分～8時 00分

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和6年度分）
- (2) その他

3 閉会

【資料】

- 資料1（1ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2（2ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3（3ページ） 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4（7ページ） 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5（9ページ） 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和6年度分）

第7期 横浜市子ども・子育て会議子育て部会委員名簿

＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表		うえおか ともこ 上岡 朋子
2	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		かみさわ ともこ 上澤 智子
3	横浜地域連合 副議長		しばた やすみつ 柴田 康光
4	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
5	市民委員		にわ ゆき 丹羽 由貴
6	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師	◎	ほり さとこ 堀 聡子
7	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
8	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史

◎：部会長

○：職務代理者

資料2

第7期 横浜市子ども・子育て会議 第1回子育て部会 事務局 名簿

こども青少年局

区 分	所 属	氏 名
部 長	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	こども青少年局医務担当部長	岩田 眞美
	保育・教育部長	渡辺 将
課 長	こども家庭課長	藤浪 博子
	企画調整課長	原 弘岳
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	長田 和彦
	地域子育て支援課長	五十川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真舘 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	川尻 基晴
	中央児童相談所支援課担当課長	岡部 篤志
事務担当		
	こども家庭課長	藤浪 博子
	こども家庭課こども家庭係長	新谷 祐樹

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則（平成26年9月条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について ＜令和6年度分＞

1 点検・評価の実施

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点で点検・評価を行います。



3 点検・評価の方法

（1）進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和6年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4段階で評価します。

なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ （計画以上に進んでいる）
A	$120\% > X \geq 90\%$ （概ね計画どおりに進んでいる）
B	$90\% > X \geq 50\%$ （計画より若干遅れている）
C	$50\% > X$ （計画より大幅に遅れている）

（2）有効性

各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
A	市民生活等を向上させることができた
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5 ～ 9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第 4 章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策 1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※ 1	○※ 2		
基本施策 2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※ 3	○※ 4
基本施策 3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策 4	障害児への支援の充実	○※ 5	○※ 6		
基本施策 5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策 6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策 9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※ 1 病児保育

※ 3 放課後施策、プレイパーク

※ 5 障害児施策全般

※ 2 保育・教育全般

※ 4 放課後施策、プレイパーク除く

※ 6 障害児保育・教育

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

7	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
---	---

<今後の取組の方向性>

6	特別保育事業（病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。
---	---

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量			実績 ※各年度の年度末時点						R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性	予算額 (千円)			
18	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数	22か所	29か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所	B	A		659,407	保育・教育運営課	
		②病後児保育実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所						

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	3.4か月	4.8か月	5.4か月	5.6か月	5.9か月	C	障害児福祉保健課
2	児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)	245,283人/年	474,000人/年	284,387人/年	365,342人/年	404,896人/年	513,551人/年	494,426人/年	A	障害児福祉保健課
3	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,627,800人/年	958,067人/年	1,128,471人/年	1,258,671人/年	1,508,704人/年	1,497,086人/年	A	障害児福祉保健課

<これまでの主な取組>

1	地域療育センターにおいては、発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申し込みから初診までの期間が長期化していたため、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方を協議しました。利用申込後、早期に支援を開始できるよう、子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」など初期支援を充実させ、保護者の方々の不安や心配ごとを早期に軽減・解消するよう取り組んでいます。また、令和6年度より電子カルテの導入を開始し、業務の効率化等を進めました。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は302か所、放課後等デイサービス事業所は514か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。 また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
3	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区（鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区）に配置、令和6年度はコーディネーターを新たに養成し、あわせてコーディネートの質向上のための事例検討・研修等を実施しました。 また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
4	横浜市障害施策推進会議の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会で、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について、検討を行いました。
5	メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。加えて、協力医療機関のスタッフ向けに、重症心身障害児・者や高度な医療的ケア児・者の在宅生活への理解を深めることを目的とした研修や施設見学を実施しました。 また、窓口でのより良い制度説明や円滑な利用につなげることを目的として、区福祉保健センターの職員を対象にメディカルショートステイ事業に関する制度説明の研修を実施しました。
6	学齢後期障害児支援事業について、令和5年度に新たに開設した「学齢後期発達相談室みなと（神奈川区）」を含めた市内4事業所で、発達障害児等に対し診療や相談支援を行いました。
7	障害児入所施設に入所する児童の地域移行に関して、児童の意見を踏まえた取組を行いました。

<今後の取組の方向性>

1	地域療育センターでは、これまでは初診後にサービス開始としていましたが、診察前であっても発達障害児や保護者を速やかに支援するため、令和4年度までに実施したあり方検討の議論を踏まえ、利用申込後概ね2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始できるように見直しました。保護者の悩みや不安に速やかに寄り添い支援できるよう、心理職等専門職による面接（相談対応）の実施や「ひろば事業」を引き続きすべてのセンターで実施するなど、初期支援の充実を進めていきます。また、地域における療育の中核機関として、幼稚園、保育所等を対象とする巡回訪問を拡大します。
2	障害児相談支援の拡大を目的に令和5年度から「障害児相談支援事業補助金」を実施しています。令和6年度から補助対象児童を拡大したことで申請件数が増加しています。引き続き、補助金を周知するとともに、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう事業所数を増やす取組を進めていきます。また、事業の推進により障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにしていきます。
3	事業所数、利用者数の増加が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、障害児支援に関する研修、虐待防止研修の実施など支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
4	引き続き横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、保育所等医療的ケア児支援看護師研修の実施など、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実を目指します。また、レスパイト事業のモデル実施やメディカルショートステイ事業などを通して、家族の負担軽減に引き続き取り組みます。
5	障害児入所施設に入所する児童の地域移行に関して、児童の意見を踏まえた取組を引き続き進めていきます。 また、令和6年度に発出されたガイドラインを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所に対する集団指導の機会などを通じて、こどもの意見を聞く取り組みの重要性の浸透を図っていきます。 引き続き障害のあるこどもたちの意見を聞く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置き、その実施手法等も検討しながら様々な機会を捉えて実施していきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量			実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	939回	1,220回	2,092回	2,496回	2,379回	A	A		4,140,418	障害児福祉保健課
2	障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備 (基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		●民間園への補助 6,792,356 ●市立園への加配 1,366,103 ●研修の実施 1,549	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課
3	障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	①児童発達支援事業所数	125か所	295か所	188か所	218か所	232か所	255か所	302か所	B	A		24,486,727	障害児福祉保健課
		②放課後等デイサービス事業所数	292か所	570か所	365か所	418か所	470か所	489か所	514か所					
		③障害児相談事業の受給者数	3,097人	7,000人	3,334人	3,526人	3,507人	3,612人	3,737人					
4	学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	A	A		292,571	障害児福祉保健課
5	障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	B	A		0	障害児福祉保健課
6	医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置	準備	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	10人(累計)	8人(累計)	A	A		25,057	障害児福祉保健課
		②支援者の養成	40人(累計)	350人(累計)	94人(累計)	136人(累計)	184人(累計)	241人	305人(累計)					
7	メディカルショートステイ事業の推進	-	(実施)	(推進)	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 373人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 398人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 426人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 462人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 365人	A	A	令和6年度に登録者の一斉確認を行い、施設入所や市外転居等により登録者数が減少しています。利用実績は令和5年度に比べて増加しています。	35,299	障害児福祉保健課
8	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	S	①世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施。 ②各区の普及啓発活動を通じて障害理解の促進。 ③12月の障害者週間に合わせて市庁舎アトリウムや新都市プラザでのイベント及び各区における講演会やイベントを実施。	①健康福祉局 227 こども青少年局 370 教育委員会事務局 214 ②1,695 ③2,624	健康福祉局障害施策推進課 (①は3局:こども青少年局障害児福祉保健課、教育委員会事務局特別支援教育課及び健康福祉局障害施策推進課で担当)

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	妊娠届出者に対する面接 を行った割合	96.2%	98.7%	99.0%	98.4%	99.1%	99.5%	99.2%	A	地域子育て支援課
2	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%	88.7%	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。出産・子育て応援事業（令和7年度から妊婦のための支援給付事業）として、妊産婦に対して妊娠後期と出産後のアンケートを実施し、回答の状況から電話等による支援を行い、妊娠期から出産後までの更なる支援を充実しました。 また、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握することで、切れ目のない支援を行いました。
2	特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施するなど、治療にかかる経済的負担を軽減しました。 また、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行いました。 一方で、令和4年度から特定不妊治療が保険適用となったことから不妊専門相談や不妊不育専門相談の相談件数は減少しています。 令和6年度から妊娠を希望される方への支援の充実のため、SNSを活用した不妊や妊活についての相談を新たに実施しています。
3	「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。令和5年7月からLINEでの相談を開始し、相談支援を充実しました。 また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
4	小児慢性特定疾病児童に対する自立支援のため、地域協議会の設置に向けて準備会を開催しました。また、児童やその保護者の生活状況やニーズ等を把握するため、実態把握調査を実施しました。
5	妊産婦・乳幼児の災害対策にかかる各区局のこれまでの取組を整理するとともに、過去の震災や他都市における取組なども参考に検討を進めました。 広報啓発として、妊産婦・乳幼児及びその家族等の当事者向けに「親子のための防災ハンドブック」、当事者及び地域防災拠点運営委員会等の支援者向けに、「災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン」、支援者向けに、「（動画）妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」を作成しました。
6	子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年7月にリリースしました。児童手当など妊娠・出産期に申請が必要な手続きのオンライン化に加えて、お住いのエリアのイベント・お役立ち情報の掲載、公園や地域子育て支援拠点など子育てに役立つ施設情報の検索、予防接種スケジュールを搭載した電子母子健康手帳機能などを実装しました。

<今後の取組の方向性>

1	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、妊婦や養育者の不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や訪問等の相談を充実します。また、妊娠期の相談や第2子以降の新生児訪問希望への対応実績確認を行い、市民ニーズを把握しつつ今後の支援の充実を図ります。
2	不妊・不育に関する専門相談や心理相談を実施するとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及のためセミナーを開催します。引き続きSNSを活用した相談を行い、当事者の多様な悩みに寄り添った支援を充実します。 心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、区におけるおやこの心の相談事業を段階的に拡充し、医療機関と行政がネットワークを構築することで、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。 育児支援家庭訪問事業は、令和3年度より、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭に対象を拡大しており、育児不安の解消や育児手技の獲得を通じて、安定した子育てができるよう取り組みます。
3	予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」に相談できるよう、引き続き幅広い周知を行っていきます。また、訪問型産後母子ケアの利用対象を生後4か月未満から産後1年以内に拡大し、より多くの外出が困難な方に対し、授乳トラブルや母乳育児への不安解消等に向けて取り組みます。
4	出産に係る経済的負担を軽減することで、子どもを望む家庭が出産費用の負担に躊躇することなく、子どもを産み育てようと思える環境を実現するため、出産費用及び妊婦健診の助成を引き続き行います。
5	「横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした福祉避難所（母子専用型福祉避難所（仮称））を市内に1か所、試行的に整備し、避難環境の向上に取り組みます。 「親子のための防災ハンドブック」、「災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン」、「（動画）妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」については、本市ウェブサイトへの掲載に加え、「パマトコ」を活用した広報・啓発のほか、地域防災拠点運営委員会連絡協議会での周知を行います。
6	子育て応援アプリ「パマトコ」について、オンライン申請可能な手続きを拡充します。また、家庭と学校の連絡システム「すぐーる」や放課後e-場所システムなど関連システムと連携し、対象となるお子さんの年齢を学齢期まで拡大します。さらに、子供の成長や子育ての段階等利用者の属性に合わせた情報を自動で配信するなど、より一層便利にご利用いただける機能の実装を進めます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量			実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	54件/年	50件/年	89件/年	91件/年	75件/年	C	A		2,435	地域子育て支援課
2	不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数)	4,571件/年 (25件/年)	0件/年 (0件/年)	4,350件/年 (27件/年)	9,415件/年 (37件/年)	2,878件/年 (16件/年)	41件/年 (0件/年)	0件/年 (0件/年)	—	A		10,944	地域子育て支援課
		②不妊・不育・専門相談件数	54件/年	81件/年	47件/年	44件/年	14件/年	27件/年	28件/年					
3	妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	549件/年	409件/年	364件/年	583件/年	672件/年	A	A		39,590	地域子育て支援課
4	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	272,524回/年	307,475回/年	304,048回/年	288,440回/年	279,828回/年	269,539回/年	A	A		3,468,339	地域子育て支援課
5	産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携 病院数:9か所	(推進)	産科拠点病院:3か 所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3か 所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3か 所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3か 所、 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院数:3 か所、 周産期救急連携病 院数:8か所	A	A		【地域医療課】 44,742 【救急・災害医療課】 10,000	医療局地域医療課、 救急・災害医療課
6	小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病 院数:7か所	(推進)	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院数:7か所	A	A		200,000	医療局救急・災害医 療課
7	小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:40,556件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:46,839件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,090件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,548件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:29,046件) ※4～10月分	A	A	R6.11より県による県 域事業へと移行	449,242の内数	医療局救急・災害医 療課
8	小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	対象者数: 314,879人	対象者数: 317,649人	対象者数: 307,741人	対象者数: 432,657人	対象者数: 424,368人	A	A		15,369,194	健康福祉局医療援 助課
9	小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	対象者数: 3,318人	対象者数: 3,079人	対象者数: 3,014人	対象者数: 2,768人	対象者数: 2,702人	A	A		897,455	健康福祉局医療援 助課
10	妊娠届出時の面接 (母子保健コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレン ダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	23,417件/年	26,841件/年	25,723件/年	25,001件/年	25,495件/年	23,607件/年	A	A		176,416	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
11	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(推進)	A	A		176,416	地域子育て支援課
12	母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子保健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	67.4%	87.1%	85.6%	91.4%	93.2%	A	A		42,076	地域子育て支援課
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数	26,198件/年	21,236件/年	25,279件/年	23,203件/年	22,431件/年	22,564件/年	21,618件/年	A	A		113,867	地域子育て支援課
		②訪問率	93.9%	96.4%	98.3%	93.3%	94.3%	98.3%	97.7%					
14	産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数	153人/年	435人/年	176人/年	352人/年	529人/年	482人/年	573人/年	S	A		204,270	地域子育て支援課
		②ショートステイ実利用者数	249人/年	700人/年	298人/年	591人/年	832人/年	790人/年	966人/年					
		③訪問型実利用者数	663人/年	1,828人/年	917人/年	1,272人/年	1,098人/年	1,097人/年	2,070人/年					
15	産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	16,950回/年	11,334回/年	18,893回/年	18,864回/年	13,828回/年	15,844回/年	A	A		69,534	地域子育て支援課
16	産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数	21,949人/年	19,601人/年	21,660人/年	21,818人/年	20,485人/年	20,016人/年	19,373人/年	A	A		175,941	地域子育て支援課
		②1か月健診の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%	88.7%					
17	産後うつへの早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(推進)	A	A		5,481	地域子育て支援課
18	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率								A	A		970,635	地域子育て支援課
		①4か月児健診	97.2%	98.0%	92.7%	96.4%	97.0%	97.5%	97.3%					
		②1歳6か月児健診	96.7%	97.0%	93.5%	96.0%	96.7%	96.6%	96.9%					
19	歯科健康診査事業	③3歳児健診	96.5%	96.5%	93.1%	96.1%	97.0%	96.7%	96.3%	A	A		169,639	地域子育て支援課
		①妊婦歯科健康診査受診率	36.6%	40.0%	38.1%	43.0%	43.6%	44.5%	45.7%					
20	育児支援家庭訪問事業	②3歳児で虫歯のない者の割合	90.7%	90%以上に維持 (かつ増加傾向)	93.2%	93.0%	94.8%	94.9%	95.3%	C	A		175,619	地域子育て支援課
		①家庭訪問延べ実施回数	3,775回/年	5,740回/年	3,852回/年	4,122回/年	2,667回/年	2,933回/年	2,526回/年					
		②ヘルパー延べ実施回数	2,209回/年	3,060回/年	2,962回/年	1,815回/年	1,747回/年	2,216回/年	2,044回/年					

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	地域での子育て支援の場 を利用している親子の割合	44.2%	50.0%【R5年度】	-	-	-	50.6%	50.6% 【令和5年度】	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	「地域子育て支援拠点事業」を全区実施するとともに、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」を10区（鶴見区・神奈川区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区）で実施しました。
2	地域子育て支援拠点において、オンラインを活用した支援により、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容を充実しました。
3	親と子のつどいの広場は、令和6年12月に2か所新規開設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。 また、新たに育児参加促進講座休日実施加算を補助したことにより、75か所中44か所で講座・イベントが実施されました。
4	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内75か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
5	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内179会場で実施しました。
6	乳幼児一時預かり事業や横浜子育てサポートシステム事業では、令和5年4月1日以降に生まれたお子さんがいる世帯を対象に、一時預かりを利用できる無料クーポンを配布し、子育ての負担感を軽減する取組を開始しました。

<今後の取組の方向性>

1	施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに5か所（計8か所）実施します。 また、港南区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計28か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
2	令和6年4月から運用開始された地域子育て支援拠点関係システムの改修を行うことで、施設への入退館や横浜子育てサポートシステム利用時の申し込み等、各種手続きを円滑にオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場の拡充に向けて、各園に事業目的や実施内容等の周知を行い、新規開設を促進していきます。 また、安定的な事業継続のため、週3・4日常設園を増設します。
4	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、要件を満たす利用会員へ8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）の配付を引き続き実施します。また、提供会員への活動支援や事前打ち合わせにかかる費用の補助も引き続き行うことで会員の確保に努めます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数	22か所	28か所	24か所	25か所	26か所	26か所	28か所	A	S		1,109,563	地域子育て支援課
		②施設外での居場所の実施か所数	-	5か所	1か所	1か所	2か所	3か所	3か所					
2	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	23か所	24か所	25か所	26か所	27か所	A	S		156,615	地域子育て支援課
3	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	67か所	67か所	70か所	74か所	75か所	A	S		683,341	地域子育て支援課
4	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	74か所	73か所	73か所	75か所	79か所	B	A	R6年度に新規園を20園選定(R7事業開始)	342,611	保育・教育運営課 保育・教育支援課
5	子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	178会場	177会場	176会場	177会場	179会場	A	S		76,358	地域子育て支援課
6	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実 (基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		176,416	地域子育て支援課
7	地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	市単独実施:2回 (参加人数56人) 県等との共同実施: 25コース (受講決定者数 1,142人)	市単独実施:4回 (参加人数:128人) 県等との共同実施: 25コース (受講決定者数 569人)	市単独実施:4回 (参加人数:142人) 県等との共同実施: 25コース (受講決定者数 612人)	市単独実施:4回 (参加人数:130人) 県等との共同実施: 25コース (受講決定者数 1,183人)	市単独実施:4回 (参加人数:120人) 県等との共同実施: 27コース (受講決定者数 1,523人)	A	S		9,500	地域子育て支援課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	858件(5か年)	B	A		10,444	地域子育て支援課
9	乳幼児一時預かり事業 (基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	56,423人/年	69,025人/年	88,916人/年	96,796人/年	98,105人/年	B	A		941,192	保育・教育運営課
10	横浜子育てサポートシステム事業 (基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	36,896人/年	45,114人/年	46,586人/年	66,619人/年	71,637人/年	A	A		554,680	地域子育て支援課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<指標の進捗>

No.	指標	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	1,800人(5か年)	264人/年	565人(2か年)	888人(3か年)	1,233人(4か年)	1,511人(5か年)	B	こども家庭課
2	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	5,117人/年	4,685人/年	5,648人/年	6,286人/年	6,500人/年	A	こども家庭課

<これまでの主な取組>

1	令和7年3月に第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画を策定しました。今後本計画に基づき、ひとり親家庭等への支援充実に向けて取り組みます。 ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。ひとり親家庭の自立を促進するため、令和6年度から、自立支援教育訓練給付金は、所得要件の撤廃及び専門実践教育訓練の給付額増額を行いました。また、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は所得要件を撤廃したほか、高等職業訓練促進給付金等事業は所得要件を緩和しました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。令和6年度には子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充し、子の学習支援は86名、親の相談支援は87名が利用しました。
3	母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助しました。
4	DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが一体的に「DV相談支援センター」の機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。また、令和5年度に開始した若年女性支援モデル事業では、令和6年度から新たに繁華街での夜間見回りを開始し、若年女性がより相談につながりやすい環境づくりに取り組みました。

<今後の取組の方向性>

1	令和6年度から看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合は「特定高等職業訓練促進給付金」（扶養している子が2名までの場合は月3万円、3名以上の場合は月5万円）を引き続き上乗せで支給します。（県費10/10）。また、令和7年度より「住宅支援資金貸付」の貸付上限額を月4万円から月7万円に増額します。今後、資格取得に向けた修業の修了者が増加していくことが見込まれますが、「ひとり親サポートよこはま」を通して、修了者の就職活動を支援するとともに、ひとり親家庭の親の積極的な採用を企業に働きかけ、就職者数の増加に向けて取り組みます。
2	思春期・接続期支援事業は、継続的な学習により成績があがることで、より達成感を感じられるよう、引き続き取り組みます。また、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭への大学等受験料等補助事業について、令和7年度から、新たに中学3年生・高校3年生の高校や大学等への進学に向けた模擬試験の受験料の補助を実施し、事業を拡充します。
3	令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立し、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しがありました。これを受け、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行います。
4	DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの各種支援事業を引き続き実施します。また、若年女性支援モデル事業について、本格実施に向けた検討を進めます。

第2期横浜子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	①264人 ②5,117人	①301人 ②4,685人	①323人 ②5,648人	①345人 ②6,286人	①278人 ②6,500人	B	A	①ジョブスポットとの連携の推進 ②ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	555,937	こども家庭課
2	日常生活支援事業（ヘルパー派遣）	-	利用者数: 母子296人、 父子86人	(推進)	家庭生活支援員 （ヘルパー）派遣 事業:延べ利用者 人数86人	家庭生活支援員 （ヘルパー）派遣 事業:延べ利用者 人数160人	利用者数: 母子165人、 父子41人	家庭生活支援員 （ヘルパー）派遣 事業:延べ利用者 人数242人	家庭生活支援員 （ヘルパー）派遣 事業:延べ利用者 人数238人	B	A		14,732 (No.1の内数)	こども家庭課
3	保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	保育・教育認定課
4	母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	月平均116世帯	月平均108世帯	月平均113世帯	月平均121世帯	月平均125世帯	B	A		649,066	こどもの権利擁護課
5	住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:1,338件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:276件、成約件数:19件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):52戸	(推進)	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,326戸	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,854戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):108件	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:754件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,107戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):140件	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:773件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,476戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):335件	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:745件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,893戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):224件	A	A	<市営住宅申込時の優遇>- <民間住宅あんしん入居>- <住宅セーフティネット事業>207,863		建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	母子・父子家庭自立支援給付金事業	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	(推進)	自立支援教育訓練給付金支給者数:36人 高等職業訓練促進給付金:98人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:4人	自立支援教育訓練給付金支給者数:55人 高等職業訓練促進給付金:145人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:5人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:66人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:227人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:7人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:70人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:262人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:8人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:51人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:276人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:0人	B	A		340,526 (No.1の内数)	こども家庭課
7	児童扶養手当	-	受給者数: 18,708人(H31年3月末)	(推進)	受給者数: 17,426人	受給者数: 16,995人	受給者数: 16,286人	受給者数: 15,566人	受給者数: 15,217人	B	A		8,947,876	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費助成事業	-	対象者数: 41,211人	(推進)	対象者数: 36,869人	対象者数: 35,270人	対象者数: 36,568人	対象者数: 35,035人	対象者数: 32,014人	A	A		1,663,498	健康福祉局医療援助課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
9	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	(推進)	貸付件数:350	貸付件数:296件	母子父子福祉資金貸付人数:295人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	母子父子福祉資金貸付人数:241人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	母子父子福祉資金貸付人数:206人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	B	A		199,823	こども家庭課
10	寄り添い型生活支援事業 (基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	21か所	A	A	令和6年度事業利用者の90%以上に改善が見られた。受託事業者は、事業者が集まっの連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってくれている。利用者からは居場所としての認識が強く、利用率が伸び、延利用者数が増えている。	352,137	青少年育成課
11	寄り添い型学習支援事業 (基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,196人	A	A		303,410	健康福祉局生活支援課
12	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	B	A	協定締結団体数は令和6年度に2団体から3団体に増	-	こども家庭課
13	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		140,094	こどもの権利擁護課
14	DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	5,117件/年	4,456件/年	4,291件/年	4,527件/年	4,691件/年	B	A		【こどもの権利擁護課】 【政策経営局男女共同参画推進課】 532	こどもの権利擁護課 政策経営局男女共同参画推進課
15	若者向けデートDV防止啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):16回・1,516人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):17回・2,050人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,746人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,635人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):21回・3,096人	A	A		1,300	政策経営局男女共同参画推進課
16	女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	4団体	4団体	4団体	4団体	4団体	A	A		52,305	こどもの権利擁護課
17	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	45世帯/年	C	A		64,349	こどもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	虐待死の根絶	0人	0人【毎年度】	1人/年	4人/年	4人/年	2人/年	2人/年	B	こどもの権利擁護課
2	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人(5か年)	28人/年	57人(2か年)	100人(3か年)	158人(4か年)	212人(5か年)	S	こどもの権利擁護課

<これまでの主な取組>

1	区こども家庭支援課においては、児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能を令和4年度より全区に整備し、要保護児童等への支援の強化や、こどもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施しました。令和6年度からは児童福祉法等の改正により、市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたことを受け、これまでの「横浜市版子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」の設置の意義や機能は維持しつつ、母子保健と児童福祉のさらなる一体的な相談支援を行うため、各区こども家庭支援課に「こども家庭センター」機能を順次設置しています。令和6年度には、鶴見区、港南区、泉区の3区において、こども家庭センターを設置しました。
2	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、広報・啓発を行いました。令和6年度は「予期しない妊娠」について、リーフレットや啓発動画を作成し、公共交通機関を活用するなどして、幅広い年代に相談先の周知・啓発を行いました。また、横浜市全体で児童虐待や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り支援できるよう、「こども虐待防止市民サポーター講座 基礎編・応用編」を開催するとともに、大人と子どもに向けて「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施しました。また、児童虐待に対応する職員の人材育成として、区調整担当者研修や、区・児童相談所相互の業務を知る実地研修などを実施しました。
3	増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手するとともに、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。 また、一時保護中の児童がより安心して過ごせるように、児童の権利擁護や個別的なケアなどを推進していくため、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を令和7年2月に制定しました。
4	里親制度が広く市民に理解され広まるよう、里親の広報動画を作成し制度の認知度向上に取り組みしました。 また、令和5年度から新たに里親フォスタリング事業を開始し、里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会やリクルートの実施、里親制度講演会を開催するとともに、里親研修の開催回数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えられよう、里親の確保に取り組みしました。また、「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の令和7年度から令和11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」を令和6年度末に策定しました。また、児童養護施設・里親等の児童を対象に、こどもの意見表明支援事業を令和6年から開始しました。

<今後の取組の方向性>

1	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に順次設置しています。令和7年度には新たに3区に設置し、現在は計6区で運営を開始しています。こども家庭センター機能の設置により、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを推進します。また、早期の全区設置を目指し、未設置区においても運営開始に向けた準備を進めます。
2	こどもの最善の利益や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守るとともに社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。親子心中による虐待死亡事例が続いていることから、令和7年度は親子心中の防止に関して重点的に広報を行います。また、令和6年度に引き続き「こども虐待防止市民サポーター講座」を開催するとともに、令和7年度からは新たに親子関係形成支援事業を実施し、子育てに悩みや不安を抱える保護者のサポート等を行います。
3	児童相談所業務において、電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組み、こどもと保護者と向き合える時間をつくり、より一層の相談と支援の質の向上を図ります。
4	児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上をはかるため、（仮称）東部児童相談所の新規整備を進めます。また、南部児童相談所の再整備を進めます。
5	近年、これまで取り組んできた里親制度の広報啓発や、児童相談所による里親委託推進の取り組みの成果が見え始め、新規里親登録数は増加傾向にあります。里親委託をさらに推進するため、令和5年9月から民間委託している里親フォスタリング事業について、アウトリーチ型の里親リクルートを充実し、里親の担い手を増やしていきます。
6	児童虐待によりこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例については、外部委員による検証委員会での再発防止策について検証していきます。引き続き、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化していきます。
7	児童養護施設等に措置等されているこどもの意見を表明する機会を確保するため、こどもの意見表明支援事業を推進していきます。 令和6年4月の児童福祉法改正により、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方等も対象者に加わり支援を実施していきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策8】児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	1,879件/年	1,540件/年	1,681件/年	1,856件/年	1,942件/年	1,723件/年	A	A		25,493	こどもの権利擁護課
2	医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		1,200	こどもの権利擁護課
3	未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		42,569	こどもの権利擁護課
4	「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		622,540	こどもの権利擁護課
5	児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		10,000	こどもの権利擁護課
6	児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		411,806	中央児童相談所
7	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数	3,112回/年	5,202回/年	3,621回/年	3,848回/年	3,860回/年	3,725回/年	2,960回/年	B	A		136,209	中央児童相談所
		②ヘルパー派遣延べ回数	6,873回/年	9,891回/年	7,626回/年	7,849回/年	7,759回/年	8,575回/年	7,023回/年					
8	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数	715回/年	787回/年	729回/年	569回/年	566回/年	646回/年	736回/年	B	A		154,265	こどもの権利擁護課
		②トワイライトステイの延べ利用者数	4,973回/年	6,833回/年	4,994回/年	4,909回/年	4,576回/年	4,832回/年	4,669回/年					
9	母子生活支援施設緊急一時保護事業 (基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	45世帯/年	C	A		64,349	こどもの権利擁護課
10	一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数	12か所	18か所【R2年度】	17か所	17か所	18か所	18か所	18か所	A	A	令和6年4月の児童福祉法改正により、退所後児童に対する継続支援計画の作成について規定されていた「社会的養護自立支援事業」が廃止されたため、継続支援計画は令和6年度から作成されていません。	540,606	こどもの権利擁護課
		②施設等退所後児童の支援拠点数	1か所	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所					
		③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	8件/年	50件/年	21件/年	24件/年	20件/年	25件/年	—					
11	里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	5回/年	9回(2か年)	15回(3か年)	24回(4か年)	30回(5か年)	A	A		53,340	こどもの権利擁護課
12	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	100人(累計)	21人(累計)	67人(累計)	104人(累計)	126人(累計)	145人(累計)	S	A		1,690	こどもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,200事業所(5か年)	199事業所/年	404事業所(2か年)	635事業所(3か年)	868事業所(4か年)	1,152事業所(5か年)	A	政策経営局男女共同参画推進課
2	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【H29年度】	27%	17.6%	15.7%	15.7% (隔年実施のため R3実績値)	40.6%	40.6% (隔年実施のため R5実績値)	S	政策経営局男女共同参画推進課

<これまでの主な取組>

1	誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内企業を「よこはまグッドバランス企業」として認定しました。また、企業の経営者や人事・労務担当者を対象に、セミナーやワークショップを実施しました。
2	父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設や市内企業において父親育児支援講座を開催するとともに、オンライン講座を開催しました。
3	子どもを大切にする社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。また、子育て家庭への利用促進のPRとして、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じ情報発信を行いました。
4	こどもの意見を聴く取組として、令和6年度は「こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画)素案に対するパブリックコメント実施時に、こどもを対象とした意見募集を行い、計画原案や計画の推進に反映するなどの取組を進めました。また、本市で既に実施していた取組の一部をまとめた事例集も作成し、HP公表しました。

<今後の取組の方向性>

1	よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知するほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育児取得に関する情報提供などを行い、誰もが働きやすい職場づくりに向けた企業の取組を後押しします。
2	父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近な施設、市内企業での対面講座に加えて、引き続きオンライン講座も開催します。 パマトコ等の媒体を活用し、父親向け育児支援の情報発信を行います。
3	ハマハグの協賛店舗の増加に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組みます。 また、こども食堂等こどもの居場所づくりの取組に対する補助金を交付し、取組がより推進されるよう支援するとともに、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大し、関係団体同士の連携強化に取り組みます。
4	社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組みます。
5	令和7年度はこども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例の趣旨を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもが意見を表明しやすい環境となり、社会全体でこどもの意見を大切にする気運を醸成するための、こどもの意見を聴く取組に関する広報・啓発を行います。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス企業」 (旧)企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	199社	205社	231社	233社	284社	A	A		3,963	政策経営局男女共同参画推進課
2	多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した企業数:96社	(推進)	【経済局経営・創業支援課】 女性活躍推進専門家派遣 5社 職場環境向上支援助成金 1,120社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 58社	【経済局中小企業振興課】 職場環境向上支援助成金 81社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 51社	(事業終了) ※多様で柔軟な働き方事業は、下記の「企業を対象としたセミナー等の実施」で実施	-	-	-	-	-	-	-
3	企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施回数:7回	(推進)	【政策局男女共同参画推進課】 - 【経済局経営・創業支援課】 セミナー回数:6回 再生回数:238回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー回数:1回 再生回数:268回 【経済局中小企業振興課】 動画制作5本 再生回数:670回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー 2回 【経済局中小企業振興課】 ハイブリッドセミナー (WEB・会場) 2回	【政策経営局男女共同参画推進課】 1回 【経済局中小企業振興課】 セミナー (WEB・会場) 2回	【政策経営局男女共同参画推進課】 3回 【経済局中小企業振興課】 セミナー2回	A	A		【政策経営局男女共同参画推進課】 No.1の予算3,963を含む。 【経済局中小企業振興課】 0	政策経営局男女共同参画推進課、 経済局中小企業振興課
4	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	6,825人(5か年)	830人/年	1,935人(2か年)	3,313人(3か年)	4,278人(4か年)	5,172人(5か年)	B	A	6年度:894人	10,235	地域子育て支援課
5	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布:約6,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	地域子育て支援課
6	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布:約18,000部	(推進)	(実施)	(未実施)	(未実施)	(未実施)	(未実施)	-	-	民間主体の事業となっており、6年度は未実施	-	企画調整課
7	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数:2回	(推進)	(未実施)	(未実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		1,525	企画調整課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	858件(5か年)	B	A		10,444	地域子育て支援課
9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月):183か所	(推進)	こども食堂の立ち上げに関するガイドブックの発行	(実施)	(実施)	(実施)	こども食堂の立ち上げに関するガイドブックの改訂	A	A	地域におけるこどもの居場所把握数(R7.2月):395か所	16,796	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度		備考	R6年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
10	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布:約50,000部	(推進)	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	45,000部	40,000部	40,000部	B	A		620	地域子育て支援課
11	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:184回 保護者向け交通安全講話実施回数:7回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:281回	(推進)	幼児交通安全教育訪問指導回数:181回 保護者向け交通安全講話実施回数:3回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:108回	幼児交通安全教育訪問指導回数:209回 保護者向け交通安全教室実施回数:4回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:242回	幼児交通安全教育訪問指導回数:284回 保護者向け交通安全教室実施回数:8回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:257回	幼児交通安全教育訪問指導回数:307回 保護者向け交通安全教室実施回数:23回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:272回	幼児交通安全教育訪問指導回数:305回 保護者向け交通安全講話回数:17回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:284回	A	S		31,074	道路局道路政策推進課
12	地域防犯活動支援事業 (緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布):約125,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、民間企業等との「子ども安全ネットワーク会議」、「防犯フェスタ2024」等の開催等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、「サイバー子ども安全教室」を実施した。	42,901	市民局地域防犯支援課
13	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	256校	242校	252校	253校	256校	A	A		12,870	教育委員会学校支援・地域連携課
14	誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	151駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	154駅(累計)	154駅(累計)	154駅(累計)	A	A		11,057	健康福祉局福祉保健課
		②ノンステップバスの導入率	74.5%(累計)	82.6%(累計)	79.2%(累計)	79.8%(累計)	81.8%(累計)	82.9%(累計)	85.4%(累計)					
15	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計):5,907戸	(推進)	6,479戸	6,479戸	6,743戸	6,743戸	7,098戸	A	A		1	建築局住宅政策課